【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2022年3月28日

【会社名】 株式会社イノベーション

【英訳名】 Innovation Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田 直人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

【電話番号】 03 - 5766 - 3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 山崎 浩史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

【電話番号】 03 - 5766 - 3800 (代表)

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第7回新株予約権)

その他の者に対する割当 5,814,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額

681,110,100円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当 2,340,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

647,478,000円

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当

218,100円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

232,276,500円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しま す。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われ ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年3月22日付で提出いたしました有価証券届出書のうち、「表紙 届出の対象とした募集金額」および「4 新規発行による手取金の使途 (1)新規発行による手取金の額」の当該記載事項の一部の訂正を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

(第8回新株予約権)

(第9回新株予約権)

- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額

差引手取概算額

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】

(第7回新株予約権)

その他の者に対する割当

5,814,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

681,110,100円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当

2.340.000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

545,922,000円

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当

218,100円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

169,100,200円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しま す。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われ ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 は減少します。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】

(第7回新株予約権)

その他の者に対する割当

5,814,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

681,110,100円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当

2,340,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

647,478,000円

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当

218,100円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

232,276,500円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しま す。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われ ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 は減少します。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,396,132,300	7,440,000	1,388,692,300

- (注) 1.払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(8,372,100円)に、本新株予約権が当初行使価額で全て行使されたとした場合に払い込むべき金額の合計額(1,387,760,200円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
 - 2 . 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の概算額は、主に、新株予約権算定評価報酬費用、弁護士費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用等の合計額です。
 - 4.本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。なお、下限行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)の終値の50%(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)であるため、下限行使価額に基づき、発行する本新株予約権が全て行使され597,400株が交付された場合の払込金額の総額の概算額は現時点において702,252,200円です。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額 (円)
1,560,864,600	7,440,000	1,553,424,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(8,372,100円)に、本新株予約権が当初行使価額で全て行使されたとした場合に払い込むべき金額の合計額(1,552,492,500円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の概算額は、主に、新株予約権算定評価報酬費用、弁護士費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用等の合計額です。
 - 4.本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。なお、下限行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)の終値の50%(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)であるため、下限行使価額に基づき、発行する本新株予約権が全て行使され597,400株が交付された場合の払込金額の総額の概算額は現時点において702,252,200円です。